

大和田とちのき保育園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

- (1) 大和田とちのき保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育・教育を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、保育・教育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (4) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

2. 提供する保育の内容等

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人栃の木福祉会
事業者の所在地	埼玉県深谷市上柴町東三丁目18番地3
事業者の連絡先	048-572-8956
代表者氏名	柴崎 宏

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	大和田とちのき保育園							
所在地	埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目2022番地							
連絡先	(電話番号) 048-684-5422 (FAX番号) 048-683-8710							
施設長氏名	林 亜貴子							
開設年月日	令和3年4月1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	6人	16人	17人	17人	17人	17人	90人
当園の基本理念・方針	(1) 教育保育理念 子ども一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され、地域に愛される保育園							

	<p>(2) 教育保育方針</p> <p>子どもの豊かな心と丈夫な身体を育て、自律と自立を促し、生きる力と共生の心を育む保育</p> <p>(3) 教育保育目標</p> <p>○心身が豊かな子ども ○思いやりのある子ども</p> <p>○明るく素直な子ども ○自分で考えて行動できる子ども</p>
--	--

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1,323.00 m ²
	園庭	320.48 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階建て
	延べ	956.20 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	0歳児・1歳児クラス（あか組）
ほふく室		乳児室内
保育室	4 室	2歳児クラス（もも組）、3歳児クラス（きいろ組）、4歳児クラス（みどり組）、5歳児クラス（あお組）
遊戯室（ホール）	1 室	（121.31 m ² ）
調理室	1 室	前室、検収室、食品保管庫 等
事務室	1 室	事務室、医務コーナー 等
調乳室	1 室	乳児室内
沐浴室	1 室	
トイレ	6 室	
ランチルーム	1 室	（81.00 m ² ）
その他		

(5) 職員体制 (令和6年4月1日 予定)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	
主任保育士	1人	1人	人	
保育士	20人	13人	7人	
保育補助員	2人	人	2人	
事務員	1人	人	1人	
栄養士	3人	1人	2人	
調理員	1人	人	1人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども (保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分 (11時間)
	保育短時間	8時30分～16時30分 (8時間)
延長保育	保育標準時間	朝： 7時00分～ 7時30分 夕： 18時30分～19時00分
	保育短時間	朝： 7時30分～ 8時30分 夕： 16時30分～18時30分
開所時間	月～金曜日	7時00分～19時00分
	土曜日	7時30分～18時30分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始 (12月29日～1月3日)	

(7) 利用料等

利用者負担保育料	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収 (年度により価格の変動があります)	教材費	出席ノート/シール、ケース、 誕生日カード 入園及び進級時に全員が購入	1,470 円
	クラス別帽子	入園及び進級時に全員が購入	1,020 円
	体操着（上）	3歳児クラス以上が購入	2,500 円
	体操着（下）	3歳児クラス以上が購入	2,000 円
	ジャージ（上）	4歳児クラス以上が購入	3,000 円
	ジャージ（下）	4歳児クラス以上が購入	2,800 円
給食代※1	主食代	2号認定子どもに係る主食代	月 2,000 円
	副食代	2号認定子どもに係る副食代	月 5,500 円
保護者会費	保護者会は全園児の保護者で構成され、園児の保育・教育の向上及び保護者の親睦を図ることを目的としております。		半期 3,000 円 (途中入園の時は月割：月 500 円)
延長保育料※2 利用にあたっては必ず事前に園に相談のこと	保育標準時間認定を受けた方	利用時間：18:30～19:00	
		1・2歳児クラス	月 3,000 円
	3・4・5歳児クラス	月 2,000 円	
		上記以外の場合	30分 300 円

※1 給食代について

さいたま市の物価高騰対策給食費補助事業が実施される場合、補助金額によって副食代については月 4,500 円に減額させていただきます。その際は年度末に調整します。

※2 延長保育の利用について

延長保育時間は、通常の保育時間より保育者が少なくなり特別な配慮等ができなくなります。そのため、当園の判断により延長保育の利用をお断りする場合があります。また、利用は1歳児クラスからとなります。

1ヶ月単位の延長保育申込み方法

所定の用紙（延長保育申込書[様式1]及び勤務証明書[様式2]）を利用希望月の前月20日までに、料金を添えて提出してください。ただし、様式2については、毎年4月及び勤務状況が変更した際のみ提出で可とします。

単発での申込み方法

朝の延長保育を利用の方は前日の 17:30 までに、夕方の延長保育を利用の方は当日の 15:00 までに保育園に直接あるいは電話にて申し出て下さい。コドモンでの申込みはできません。料金は翌月集金になります。

(8) クラス・給食

クラス別け

子どもの成長過程を踏まえ生年月日による学年により、以下の 5 クラスがあります。

- (1) あ か組 (0～1 歳児) (2) も も組 (2 歳児) (3) きいろ組 (3 歳児)
(4) みどり組 (4 歳児) (5) あ お組 (5 歳児)

給食について

(1) ねらい

- ・食を通じて子どもの体や心の発達をはかる。
- ・子どもの健康を増進し、体力の向上をはかる。
- ・楽しい雰囲気の中で、望ましい食習慣を身につける。
- ・栄養や衛生の知識を身に付ける。
- ・食文化の伝承をうながす。

(2) 提供方法

- ・自園調理を基本としておりますが、調理員の勤務状況等により給食センターから搬入される場合もあります。

(3) 内容

- ・栄養士が作成した献立をもとに調理員が作ります。当園の給食は全て手作りを基本としております。
- ・献立は七夕やクリスマスなどの行事食もあり、子どもが楽しんで食べられるように工夫をしています。また、食材の納品状況により献立が変更になる場合もあります。
- ・栄養素については、幼児 1 日当たりの必要栄養所要量の 50% 以上が目安となっております。また、全ての園児に午後 3 時頃、0 歳から 2 歳児クラスには 10 時頃にもおやつを提供します。
- ・上記ねらいを十分に配慮しながら「残さず食べる子」を目指しております。

(4) アレルギー等への対応

- ・さいたま市所定の用紙『アレルギー-疾患生活管理指導表』で主治医から食物アレルギーに関する診断書を提出することでアレルギー対応食を提供します。

(5) 完全給食

- ・当園では、全ての子どもに対して給食を提供しております。3歳児以上からは主食代及び副食代を頂いています。

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式
5月	内科健診、歯科健診、交通安全教室
6月	運動会、プール開き
7月	七夕会、夏祭り
8月	
9月	
10月	ハロウィンパーティー、保育参観
11月	防災教室、内科健診
12月	生活発表会、クリスマス会
1月	お正月あそび
2月	豆まき会
3月	ひな祭り会、お別れ会、保育証書授与式

○予定は変更になる場合があります。

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）・保護者から退園の申出があったとき・利用継続が不可能であると市が認めたとき・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<p>登園の自粛について</p> <p>(1) 登園前に必ず検温して下さい。その際 37.5℃以上ある場合は登園を控えるようお願い致します。また、登園後に 37.5℃以上になった時にはお迎えの連絡をさせて頂きます。ただし平熱には個人差</p>

がありますので、その都度個別に対応をさせていただきます。

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、状況により上記基準を 37.0℃とさせていただきます。
- (3) 新型コロナウイルスに関することは行政による指示の通りとなります。

感染症対策について

- (1) 「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づく感染症に罹った場合、感染力のある期間に配慮し保育園での集団生活が可能な状態になってから登園することが出来ます。休み明けの最初の登園の時に、必ず『登園届』の提出をお願いします。
- (2) 「登園のめやす」を厳守して下さい。
- (3) 新型コロナウイルスに関することは行政による指示の通りとなります。

与薬について

- (1) 病後回復するも、どうしても必要な場合は保育園で投薬することが出来ます。投薬できるのは、病院から処方された薬のみです。
- (2) 『投薬届』に記入し、お薬と一緒に提出して下さい。
- (3) お薬は1回分として下さい。粉薬の場合は一包、シロップの場合は飲ませる分量を別容器に入れて持参して下さい。

送迎について

- (1) 登園は9時00分までにお願いします。
- (2) 当日に欠席又は登園が遅れる時は9時00分までに、またお迎えが遅れたり延長保育を利用する場合には15時00分までに電話で連絡して下さい。
- (3) 送迎は保護者の責任でお願いします。やむを得ず普段と違う保護者以外の方が送迎する時は、必ず連絡して下さい。またその時は、本人確認ができる証明書の提示を求めています。
- (4) 登園の際は必ず保育士に託して下さい。
- (5) 送迎時、お車や自転車は所定の場所に停め路上駐車はしないで下さい。また車の場合、保育園周辺では必ず徐行運転して下さい。
- (6) 事故や渋滞を防止するため、駐車場はなるべく奥の方（入り口から遠い方）から止めて下さい。

	<p>(7) お車は必ずエンジンを切りドアロックをし、貴重品は車内に絶対に置かないで下さい。</p> <p>(8) 駐車場が限られておりますので、速やかに降園し停車は短時間でお願いします。</p> <p>登降園時の打刻について</p> <p>登降園時に、エントランスにあるカードリーダーにコドモンアプリ内のQRコードを読み込ませて打刻してください。</p> <p>※打刻し忘れた場合はすみやかにコドモンにてお知らせください。</p> <p>当園と保護者の連絡について</p> <p>(1) 当園での状況や家庭での状況を相互連絡するため、コドモン内の連絡帳を活用します。</p> <p>(2) 行事等は、印刷物や掲示物などでお知らせします。また、月に1回、園だよりを発行します。</p> <p>(3) 勤務先はもちろんのこと、住所、電話番号、携帯電話番号等が変更になった時は、速やかに当園に報告してください。</p>
--	---

(11) 嘱託医

医療機関の名称	はとり小児科医院
医院長名	羽鳥 雅之
所在地	さいたま市見沼区蓮沼 1145-7
電話番号	048-686-1660

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	菜のはな歯科クリニック
医院長名	森田 健太郎
所在地	さいたま市見沼区風渡野 248
電話番号	048-684-0990

(13) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変等があった時や自然による災害等の場合、速やかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また十分注意して保育をしますが、集団生活ですので軽微なケガ（すり傷、こぶ、ひっかき傷等）は発生しますがご了承下さい。ただし、医療機関での処置を必要とする場合は、原則以下の通りとします。

- (1) 保護者に連絡をした上で、当園で病院へ連れて行きます。
- (2) 後日、健康保険証を病院に持参頂く場合がありますがご了承下さい。
- (3) その後の通院につきましてはご家庭でお願いいたします。
- (4) 重症ではない場合の医療費につきましては、子ども医療を利用します。各家庭での健康保険での対応とさせていただきますのでご了承の程お願い致します。

【管轄する消防署】

消防署名	見沼消防署
所在地	〒337-0024 見沼区大字片柳 1087 番地 1
電話番号	048-681-0119

【管轄する警察署】

警察署名	大宮東警察署
所在地	〒337-8501 見沼区大字風渡野 35 番地 1
電話番号	048-682-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	柴崎 宏
消防計画届出年月日	令和3年3月31日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	蓮沼小学校（水害の場合は大谷中学校）
緊急時の連絡手段	保育専用アプリ（コドモン）

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	権田 有美子	主任保育士
相談・苦情解決責任者	林 亜貴子	園長
第三者委員	吉田 真人	048-572-8956
		児童福祉施設長
	原 浩	048-572-8956
		農協 組合長

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	幼稚園保育園賠償責任保険
保険の内容	保育中の怪我や事故に対して補償します
保険金額	1事故最大2億円かつ1名2千万円

(17) 個人情報の取り扱い

当園は、個人情報保護の重要性を理解し個人情報の取扱いに関しては、下記指針を全職員に周知徹底しています。

- (1) 個人情報は保育園業務のために取得し、法令に定める場合を除き目的外に使用いたしません。
- (2) 個人情報の管理には万全を尽くします。
- (3) 個人情報の開示等について適切に対応いたします。
- (4) 個人情報は保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。ただし法令に定める場合は除きます。
- (5) 子どもの健全な育成のため、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者及びその他の機関（医療機関・警察・児童相談所等）に対して、子どもに関する情報を提供することがあります。
- (6) 個人情報に関する問い合わせ窓口は園長または主任保育士です。

(18) 写真・映像の取扱いについて

当園は、日常の子ども達の姿を保育資料として、或いは保育者の資質向上のための研修資料として写真や映像を記録いたします。また、保護者が子ども達の日常の保育や行事の様子がわかるよう、下記の目的のために写真を使用します。他の目的には使用しません。

- (1) 毎月発行配布する『園だより』等への掲載
- (2) 各保育室や保育園内の掲示物への掲載
- (3) 当法人のホームページへの掲載

HP内のコンテンツで『保護者ページ』の閲覧は、パスワードにより保護されており、園長の許可を得た保護者に限定しています。『園からのお知らせ』は誰でも閲覧可能なコンテンツになります。写真掲載については別紙「写真掲載に関する同意書」を入園時に必ず園長に提出して下さい。

- (4) 職員研修時の資料として使用

(19) その他保護者に説明すべき事項

喫煙について

当園の敷地内はすべて禁煙です。

宗教活動、政治活動、営利活動について

利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者や当園関係者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。